

国際卓越研究大学構想策定委員会の設置について

令和6年4月11日

総長 裁定

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）に、UTokyo Compassの推進を加速する手段として国際卓越研究大学制度を活用する観点から、本学としての構想を策定するため、国際卓越研究大学構想策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、国際卓越研究大学の認定及び国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可にかかる公募及び審査への対応において必要な事項の検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 理事
 - (2) 総長が指名する副学長及び執行役
 - (3) 研究科長（研究科以外の大学院組織の長を含む。）
 - (4) 附置研究所長
 - (5) 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の長
 - (6) その他総長が指名する本学の教職員

(部会)

第4条 委員会に、任務に関する特定の事項を検討するため、部会を置くことができる。

(事務)

第5条 委員会の事務は、本部関係各課の協力を得て、本部経営戦略課が行う。

(補則)

第6条 この裁定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この裁定は、令和6年4月11日から実施する。
- 2 国際卓越研究大学対応タスクフォースの設置について（令和5年10月12日総長裁定）は、廃止する。